

明治二十五年三月二十七日 日刊(行政機関の休日休刊)
第三種郵便物認可付録資料版(毎週水曜)

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

(省 令)

- 電気通信事業報告規則の一部を改正する省令(総務一六)
- 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令(厚生労働二〇)
- 温泉法施行規則の一部を改正する省令(環境二)

(告 示)

- 市町の廃置分合の件(総務三三〇、三三一)
- 統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コードを定めた件の一部を改正する件(同三三二)
- 郵便貯金法第十条第一項ただし書の規定に基づく一般の金融機関がない市町村の区域を定める件の一部を改正する件(同三三三)
- 商業登記規則第三十六条第二項等の規定による電磁的記録の方式等の一部を改正する件(法務一一二)
- 商業登記規則第三十六条第四項第一号口及び第二号ハの規定による電子証明書の指定に関する件(同一一三)
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十條の規定による指定の件の一部を改正する件(同一一四)

○日本国に帰化を許可する件(同一一五)

○国際連合安全保障理事会決議に基づき資産凍結等の措置の対象を追加する件(外務一〇一)

○国債の発行等に関する省令第六條第一項の規定に基づき発行する利付国債の発行条件等を告示(財務六五)

○個人向け国債の取扱機関になることができる者を定めた件の一部を改正する件(同六六)

○重要文化財の管理団体を指定する件(文化庁五)

○食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件(厚生労働三九)

○都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する件(同四〇)

○保安林の指定施業要件を変更する件(農林水産三三四、三四一)

○租税特別措置法施行規則第五條の十二第三項第二号口等並びに第二〇條の六第三項第二号口等に規定する経済産業大臣の行う証明に関する手続きを定める告示の一部を改正する件(経済産業三六)

○地方税法施行規則附則第六條第三十九項に規定する経済産業大臣の行う証明に関する手続きを定める告示の一部を改正する件(同三七)

○輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の一部を改正する規程を定める件(同三八)

○標準内航運送約款(国土交通二〇五)

○自動車専用道路を指定する件(九州地方整備局二三)

(国会事項)

(人事異動)

内閣 法務省

(叙位・叙勲)

(皇室事項)

(資料)

閣議決定等事項

(公 告)

諸事項

官庁

有権者申出方、司法書士懲戒処分、所得税法第一八〇條の規定に該当しなくなつた外国人、鉱業法第一八九條の規定、建設業の営業の停止命令関係

裁判所

相続、公示催告、失踪、除権判決、破産、免責、特別清算、船舶所有者等責任制限、再生関係、特殊法人等

地方公共団体

日本道路公団工事区間変更関係、公債抽せん・償還(東京都)関係、会社その他

省 令

○総務省令第十六号
電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第百六十六條第一項の規定を実施するため、電気通信事業報告規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年二月二十四日
総務大臣 麻生 太郎

電気通信事業報告規則の一部を改正する省令
令
電気通信事業報告規則(昭和六十三年郵政省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

様式第七表の注1中「9月米」を削り、同様式第七表の注1中「3月米」を「5月米」に改め、同表の注1中「3月米」の次に「及び9月米」を加える。
様式第八表第一表の注1中「9月米」を削り、同様式第二表中「3月米」を「5月米」に改め、同表の注1中「3月米」の次に「及び9月米」を加える。

附則
この省令は、公布の日から施行する。
○厚生労働省令第二十号
食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第十條の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年二月二十四日
厚生労働大臣 尾辻 秀久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令
食品衛生法施行規則(昭和二十三年厚生省令第二十三号)の一部を次のように改正する。
別表第一中第三百四十九号を第三百五十号とし、第二百七十三号から第三百四十八号までを一号ずつ繰り下げ、第二百七十二号の次に次の一号を加える。
二百七十三 プロパノール

附則
この省令は、公布の日から施行する。
○環境省令第二号
温泉法(昭和二十三年法律第二百五号)第十四條第一項の規定に基づき、温泉法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十七年二月二十四日
環境大臣 小池百合子

温泉法施行規則の一部を改正する省令
温泉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第三十五号)の一部を次のように改正する。
第六条第八号を同条第十二号とし、同条第七号を同条第十一号とし、同条第六号の次に次の四号を加える。

- 七 温泉に水を加えて公共の浴用に供する場合
- 八 温泉を加温して公共の浴用に供する場合
- 九 温泉を循環させて公共の浴用に供する場合は、その旨及びその理由
- 十 温泉に入浴剤(着色し、着香し、又は入浴の効果を高める目的で加える物質をいう。ただし、入浴する者が容易に判別することができるものを除く。)を加え、又は温泉を消毒して公共の浴用に供する場合は、当該入浴剤の名称又は消毒の方法及びその理由

附則
施行期日
一 この省令は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
二 この省令の公布の際現に温泉法(以下「法」という。)第十四条第一項の規定に基づく揭示をしていける者又は同項の規定に基づく揭示をしようとする者は、この省令の施行前においてもこの省令による改正後の温泉法施行規則第六各号に掲げる事項を法第十四条第三項の規定に基づき、都道府県知事(地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五条第一項の政令で定める市又は特別区)にあっては、市長又は区長)に届け出ることができる。

三 この省令の施行前に前項の規定によりされた届出は、この省令の施行の日において法第十四条第三項の規定によりされた届出とみなす。

〇総務省告示第二百三十号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、御津郡御津町及び児島郡灘崎町を廃し、その区域を岡山市に編入する旨、岡山県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。

告示

右の処分は、平成十七年三月二十二日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年二月二十四日
総務大臣 麻生 太郎

〇総務省告示第二百三十一号

市町の廃置分合

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七條第一項の規定により、八幡浜市及び西宇和郡保内町を廃し、その区域をもって八幡浜市を設置する旨、愛媛県知事から届出があったので、同条第六項の規定に基づき、告示する。
右の処分は、平成十七年三月二十八日からその効力を生ずるものとする。
平成十七年二月二十四日
総務大臣 麻生 太郎

〇総務省告示第二百三十二号

統計に用いる都道府県等の区域を示す標準コードを定めた件(昭和四十五年行政管理局告示第四十四号)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から適用する。
平成十七年二月二十四日
総務大臣 麻生 太郎

別表2(22 静岡県)の項中

100 静岡市	200 静岡市
101 藤原市	201 静岡市
102 駿河町	
103 清水市	
200 静岡市	
201 静岡市	

〇総務省告示第二百三十三号

郵便貯金法(昭和二十二年法律第四十四号)第十条第一項ただし書の規定に基づき、平成十五年総務省告示第百十八号(郵便貯金法第十条第一項ただし書の規定に基づく一般の金融機関がない町村の区域を定める件)の一部を次のように改正する。
平成十七年二月二十四日
総務大臣 麻生 太郎

第三号及び第四号を削り、第五号を第三号とし、第六号から第八号までを二号ずつ繰り上げ、第九号及び第十号を削り、第十一号を第七号とし、第十二号を第八号とする。
附則
一 この告示は、平成十七年四月四日から適用する。
二 この告示による改正前の平成十五年総務省告示第百十八号に掲げられた区域であつて、この告示による改正後の平成十五年総務省告示第百

十八号(以下「新告示」という。)に掲げられた区域以外のものに係る新告示の適用については、平成十七年四月四日から平成十七年十月一日までの間に限り、なお従前の例による。
〇法務省告示第百二十二号

商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十二号)第三十六條第二項、第三項及び第四項各号列記以外の部分の規定(これらの規定を他の省令において準用する場合を含む。)に基づき、電磁的記録に情報を記録する方式等を定める件(平成十四年法務省告示第百一号)の一部を次のように改正する。
この改正は、平成十七年三月七日から効力を生ずる。
平成十七年二月二十四日
法務大臣 南野知恵子

2の各号列記以外の部分中「磁気ディスク」を「商業登記法第十九条の2に規定する電磁的記録」に改め、2を3とする。
1の次に次のように加える。
2 商業登記法(昭和38年法律第25号)第17条第4項に規定する電磁的記録への記録の方式等
(1) 磁気ディスクに記録するフロッピーディスク形式等
磁気ディスクに記録するフロッピーディスク形式等は、以下のとおりとする。
ア フロッピーは、ディスク形式で記録する。
フロッピー名は、「(任意の名称).TXT」とし、「(任意の名称)」の文字数は、全角64文字以内とする。
イ 文字コードは、シフトJISを使用し、すべて全角文字で作成する。ただし、JIS X 0208に含まれないIBM拡張文字、NEC選定IBM拡張文字及びWindows外字を使用することはできない。
エ 文字フォントは、「MS明朝」又は「MSゴシック」を使用する。
オ 使用する文字は、Microsoft® Windows®標準で内容を確認することができるものとする。

カ タブ(Tab)は使用しないものとする。
キ 字下げや文字の区切り等により空白が必要な場合は、スペース(全角)を使用するものとする。

ク 罫線で使用する分岐の罫線は、「1」(シフトJISの0X849F(区画:0801))を使用するものとする。
ク 磁気ディスクには、フォルダは使用しないものとする。

(2) フロッピーディスク
磁気ディスクに記録するフロッピーディスクは、1フロッピーディスク以下とする。
〇法務省告示第百二十三号

商業登記規則(昭和三十九年法務省令第二十三号)第三十六條第四項第一号口及び第二号ハの規定(他の省令において準用する場合を含む。)に基づき、法務大臣の指定する電子証明書を次のように定め、平成十七年三月七日から施行する。
なお、平成十四年法務省告示第百二号は廃止する。
平成十七年二月二十四日
法務大臣 南野知恵子

一 商業登記規則第三十六條第四項第一号口の電子証明書
Accreditedsignapブリック
サービス2(平成十三年法務省告示第五号)経済産業省

の用に供するために作成された電子証明書(氏名、住所及び出生の年月日の情報が含まれていないものに限る。)
二 商業登記規則第三十六條第四項第二号ハの電子証明書
Accreditedsignapブリック
サービス2の用に供するために作成された電子証明書(1に掲げるものを除く。)

〇法務省告示第百三十四号
公証人法(明治四十一年法律第五十三号)第八条及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(平成十三年法律第三十一号)第二十条の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第二十條の規定による指定の件(平成十三年法務省告示第百四十九号)の一部を次のように改正する。
この告示は、平成十七年三月一日から効力を生ずる。
平成十七年二月二十四日
法務大臣 南野知恵子

「徳島地方法務局脇町支局」を「徳島地方法務局美馬支局」に改める。